

北海道告示第10866号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年3月21日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ函館戸倉

函館市戸倉町130-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

株式会社ミカエル 代表取締役 松倉 年子

函館市戸倉町33番14号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）8箇所（出入口1箇所、入口4箇所、出口3箇所）

（変更後）10箇所（出入口3箇所、入口4箇所、出口3箇所）

(4) 変更する年月日

平成28年11月10日

(5) 変更する理由

新たな店舗の建設工事に着手することにより減少する14台の駐車台数を隔地に別途第3駐車場を確保するため。

2 届出年月日

平成28年11月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年11月18日（金）から平成29年3月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。